各指定共同生活援助事業所の開設者 殿

青森県健康福祉部障害福祉課長 (公 印 省 略)

指定共同生活援助事業所における消防用設備等の適正な設置について

このことについて、平成25年12月の消防法令の一部改正により、平成27年4月からスプリンクラー設備等の設置基準が強化されているところですが、平成27年4月1日時点において既に存する事業所については、改正後の設置基準の適用について平成30年3月31日までの経過措置が設けられているところです。

このため、現在経過措置が適用されている事業所においては、平成 29 年度末までに設置基準を満たす必要があることから、あらためて貴法人において運営する指定共同生活援助事業所における消防用設備等の設置状況についてご確認いただき、必要な消防用設備等が未設置の場合は設置義務に反することのないよう早期の設置促進に努め、防火安全体制の確保に万全を期されるようお願いいたします。

なお、参考として、平成29年3月8日に厚生労働省が開催した障害保健福祉関係主 管課長会議における関係資料を添付いたします。

担 当:障害者支援グループ 佐藤

 $T \; E \; L \; : \; 0 \; 1 \; 7 - 7 \; 3 \; 4 - 9 \; 3 \; 0 \; 8$

FAX : 0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 9 2